

令和 8 年度第 3 回富山地方最低賃金審議会

会 議 次 第

令和 8 年 8 月 5 日（水）
富山労働総合庁舎 5 階大会議室

開 会

議 事

- 1 富山県最低賃金専門部会報告について
- 2 富山県最低賃金の改正決定について（答申）
- 3 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
- 4 その他

閉 会

- 資料 No. 1 富山県最低賃金の改正決定に関する報告書（写）
- No. 2 令和 8 年度富山県最低賃金改正決定に係る公益代表委員見解（写）
- No. 3 令和 8 年度特定最低賃金改正決定申出一覧
- No. 4 令和 8 年度特定最低賃金改正決定申出書（写）
- No. 5 第 57 期富山地方最低賃金審議会特別小委員会委員名簿
- No. 6 第 57 期富山地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程

富 最 賃 専 第 4 号
令 和 8 年 8 月 5 日

富山地方最低賃金審議会
会長 柳原 佐智子 殿

富山地方最低賃金審議会
富山県最低賃金専門部会
部会長 両角 良子

富山県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和8年7月2日、富山地方最低賃金審議会において付託された富山県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり令和8年7月28日付け中央最低賃金審議会の「令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和6年10月1日発効の富山県最低賃金（時間額998円）は令和6年度の富山県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

さらに、富山県最低賃金の改正決定にあたって、当審議会として、別紙3のとおり、政府に対して強く要望する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	◎両角 良子	○柳原 佐智子	吉田 洋
労働者代表委員	石田 康博	大森 仁	黒川 智之
使用者代表委員	寺山 収	広上 利晴	野中 康夫

◎は部会長、○は部会長代理を示す。

別 紙 1

富山県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

富山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1, 1 1 9 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

別 紙 2

富山県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 富山県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 998 円
- (3) 発 効 日 令和 6 年 10 月 1 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 6 年度
- (3) 生活保護水準（令和 6 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の富山県内人口加重平均
に住宅扶助の実績値を加えた金額（95,915 円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（注）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると富山県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（注） 1 箇月換算額

998 円（富山県最低賃金）× 173.8（1 箇月平均法定労働時間数）
× 0.824（可処分所得の総所得に対する比率※）＝ 142,925 円

※ 令和 8 年 7 月 10 日開催の中央最低賃金審議会第 2 回目安に関する小委員会配布資料で示された比率。

政府及び中央最低賃金審議会に対する要望について

大多数を占める中小企業の支払い能力を個々に向上させることは、昨今の企業をとりまく困難な環境から限界があり、国の支援が重要であることから、様々な支援策の周知・徹底を、以下のとおり国に強く要望する。

- 1 最低賃金引上げを企業努力のみに求めるのではなく、価格転嫁の徹底、社会保険料負担の軽減、税制支援、各種助成措置など中小企業・小規模事業者への支援策を一層拡充させること。
- 2 中央最低賃金審議会は地方最低賃金審議会が地域の実情に応じた審議を行えるよう、参考となる統計や分析資料の拡充、特に「通常の事業の賃金支払い能力」を評価するための客観的指標を提供すること。
- 3 地方最低賃金審議会が地域の実情を踏まえた実質的な審議を行えるよう、目安制度の在り方について検証・見直しを行うこと。

令和8年8月5日

令和8年度富山県最低賃金改正決定に係る公益代表委員見解

富山県最低賃金専門部会は、富山地方最低賃金審議会から付託された令和8年度富山県最低賃金の改正決定の審議に当たり、県内の経済・雇用情勢、各種賃金調査の結果及び労使各委員の意見等を総合的に勘案しながら、最低賃金法第9条第2項に規定される労働者の生計費、労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払能力の三要素を考慮した慎重な審議を重ねたが、公労使一致の結論に至らなかった。

このため、令和8年度富山県最低賃金の改正決定について、令和8年7月28日付け中央最低賃金審議会答申を十分参酌するとともに、県内の実情を総合的に勘案し、当専門部会公益代表委員の見解を以下のとおり取りまとめた。

記

1 金額及び発効日

令和8年度富山県最低賃金額については、時間額を57円引上げ1,119円とする。また、発効日は、法定発効とする。

2 結論に至った理由

最低賃金法第9条第2項に定める三要素を検討する際に、上昇する生計費及び賃金改善の必要性と、県内企業、とりわけ中小企業・小規模事業者を取り巻く厳しい経営環境及び先行きの不透明感との均衡を図る観点も重視した。その結果、最低賃金決定にかかる三要素に加えて、引上げによる影響率を昨年度の改正時と概ね同程度の水準にとどめつつ、特に生計費の上昇を示す指標を重視して、57円の引上げを行うことが適当であると判断した。

(1) 最低賃金法第9条第2項に定める三要素に関する指標

ア 労働者の生計費について

富山市の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合指数）は、直近1年間（令和7年7月から令和8年6月までの期間）で平均2.4%上昇している。生活必需品である食料については平均5.4%上昇し、高い上昇率が

継続している。飲食料品に係る消費税減税措置の一時的な影響が生じる可能性があり、今後の物価動向については引き続き注視する必要がある。

家計調査では、令和7年の富山市の総世帯のうち勤労者世帯におけるエンゲル係数は25.6%と高い水準にあり、消費支出（実質）も対前年比5.5%増加している。また、令和8年4月に富山市水道料金が改定され、一般家庭でひと月当たり平均改定率27.0%（+451円）となっている。

日本銀行の「経済・物価情勢の展望」では、消費者物価指数（除く生鮮食品）が、令和8年度2.8%～3.0%、令和9年度2.3%～2.4%上昇する見通しとされており、今後も物価上昇が継続すると見込まれている。

イ 労働者の賃金

県内の春季賃上げ率は、連合富山集計で5.03%、富山県経営者協会集計で4.47%と、前年を下回るものの依然として高い水準となっている。

令和8年賃金改定状況調査では、Bランクの賃金上昇率は第4表①②で3.4%、継続労働者を対象とした第4表③では3.7%となり、いずれも前年を上回った。

毎月勤労統計調査において、富山県の規模5人以上の事業所におけるきまって支給する給与は、令和7年10月以降、名目で前年同月比3.7%から5.3%の幅で推移している一方、実質では0.6%から3.9%と、名目を下回って推移している。

ウ 通常の事業の賃金支払能力

日本銀行金沢支店公表の北陸短観県別集計データによれば、富山県内企業の売上高経常利益率は直近10年間平均を大きく上回る水準で推移しており、設備投資も3年連続で増加している。

一方、日本銀行調査統計局公表の企業物価指数は、令和7年10月以降、対前年比2.1%から7.1%（速報）と上昇が続いており、企業のコスト負担の増加がみられる。

倒産件数は前年を上回るペースで推移し、完全失業率も上昇傾向がみられ、人件費や原材料価格の上昇、金利上昇など中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は厳しい状況にある。さらに、価格交渉は進んでいるものの、依然として価格転嫁が十分に進んでいない企業もみられ、価格転嫁はなお十分とはいえない状況にある。

内閣府・財務省公表の法人企業景気予測調査によれば、令和8年4月から6月期の国内の景況判断BSIは大企業マイナス4.5%ポイントに対し中小企業はマイナス28.2%、令和8年7月から9月期の見通しは大企

業マイナス 1.4%、中小企業はマイナス 25.4%である。また、経常利益について令和 8 年度通期における前年度比増減率をみると、繊維工業は 12.1%増に対し、その他の輸送用機械器具製造業はマイナス 31.4%である。さらに急激な企業物価の上昇要因も観測されている。

日本銀行調査統計局公表の日銀短観（概要）によれば、令和 8 年 6 月の業況判断（全体）について、前回調査（3 月）との対比をみると、緩やかに上昇しており、かつ、製造業だけをみた場合でも一部の金属系以外は好調である。

（2）三要素に関する各種指標の総合的勘案

生計費では、日本銀行による物価見通しにおいても今後の物価上昇の継続が見込まれている。このような状況のもと、最低賃金近傍で働く労働者にとって生活必需品価格の上昇による負担は依然として大きく、生計費への十分な配慮が必要である。

賃金では、県内の春季賃上げ率が引き続き高い水準にあり、賃金改定状況調査及び毎月勤労統計調査においても賃金上昇の状況が確認される。

賃金支払能力では、企業収益や設備投資は全体として堅調に推移しているものの、その状況は企業規模や業種によって大きな差がみられる。特に、中小企業・小規模事業者においては、人件費、原材料費及びエネルギー価格の上昇等により厳しい経営環境が続いており、中東情勢をはじめとする国際情勢の不透明感や物価動向の先行き不透明感が高まっている。

賃上げ原資であり生計費上昇の理由となりうる価格転嫁は、価格交渉は進んでいるもののなお十分とはいえず、賃上げ原資の確保に課題を抱えている企業もみられる。生産性向上ならびに人材確保のために設備投資や運転資金の確保を目的とした融資を受けている企業が多い中、短期間での度重なる金利の上昇も賃上げ原資確保を困難にする状況に拍車をかけている。これらの影響を考慮しながら、通常企業の支払い能力への配慮を十分に行う必要がある。

物価上昇の継続にともない、県内でも高水準の賃上げが続いていることから、賃上げの流れを適切に最低賃金へ反映することが必要である。一方で、最低賃金の引上げの必要性は十分認められるものの、企業の賃金支払い能力への配慮の必要性も認められ、相反するこれらの要素を総合的に勘案することも肝要である。

以上より、中央最低賃金審議会が示した 56 円を目安額を十分参酌しつつ、特に生計費の上昇を考慮すると、消費支出（実質）の増加率を踏まえて目安額を上回る 57 円の引上げを行うことが適当である。57 円引上げとした場

合の影響率は 23.8%となり、昨年度改正時の 23.7%と概ね同程度で、労働者の生活改善と企業の負担能力の双方に配慮した妥当な水準であると認められる。

3 国に対する要望

大多数を占める中小企業の支払い能力を個々に向上させることは、昨今の企業をとりまく困難な環境から限界があり、国の支援が重要である。特に令和7年度において掲げられた賃上げ促進策が今年度は不明確であり、様々な支援策の周知・徹底を、以下の通り国に強く要望する。

- (1) 労務費を含む適切な価格転嫁と取引適正化を推進し、中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法の着実な執行、官公需における価格転嫁の徹底及び「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知を図ること。
- (2) 業務改善助成金の拡充、申請手続きの簡素化、DX・省力化投資や人材育成支援など、生産性向上に向けた支援を強化すること。
- (3) キャリアアップ助成金等の活用促進により非正規雇用労働者を含めた処遇改善を支援すること。
- (4) 社会保険料負担の軽減や支援措置の拡充により、労働者の手取り向上と中小企業・小規模事業者の負担軽減を図ること。

令和 8 年度特定最低賃金改正決定申出一覧

No.	最低賃金の件名	申出者	申出日
1	富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金	J A M北陸富山県連絡会 会長 佐野 行俊	令 8.7.16
2	富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	電機連合富山地方協議会 議長 浦島 成友	令 8.7.17
3	富山県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金	U A ゼンセン富山県支部 支部長 増田 明朗	令 8.7.17

2026年 7月16日

富山労働局長
福井 尚 殿

申 出 書

富山市奥田新町8-1
ボルフアートとやま内
JAM北陸富山県連絡会
会 長 佐 野 行 俊

最低賃金法第15条第1項の規定により、富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金の改正の決定を求める申出を行うことに合意し、下記のとおり申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹労働者の範囲

富山県の区域内で、次に掲げるいずれかの産業を営む使用者に使用される労働者
12,852名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適応労働者数（又は使用者数）が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適応労働者数 5,299名

富山県における富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者は、12,852名 $= 41.2\%$

労働協約上の賃金の最も低い金額 1205円/時間

現在適用されている法定最低賃金額 1062円/時間



5. 添付書類

- (1) 最低賃金協定の写し
- (2) 申出合意書及び委任状
- (3) 富山県における富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業の事業所と労働者数の概算及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概算

以 上

2026 年 7 月 17 日

富山労働局

局長 福井 尚 殿

富
山
電
機
機
械
工
具
製
造
業
最
低
賃
金
審
議
会1
機
械
工
具
製
造
業
最
低
賃
金
審
議
会

申 出 書

最低賃金法第 15 条第 1 項の規定により、富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

富山県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 (189 事業所、9,595 人)

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

3. 申し出の内容

上記 2 の最低賃金の改正の決定を求める。

なお、最低賃金額は、最低賃金法第 15 条第 2 項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が 3 分の 1 以上に達していること

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 5,891 名

富山県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 9,595 名

労働協約の賃金の最も低い額 = 1,391 円/時間

現在適用されている法定最低賃金 = 1,062 円/時間

5. 添付書類

(1) 最賃協定書の写し

(2) 申し出を行うことへの合意書および、代表者に委任する書面

(3) 当該地域内の同種の基幹的労働者数、およびそのうち当該最低賃金協定の適用をうける基幹的労働者の概数。各事業所での所定労働時間数及び所定労働日数を記した書面 (最低賃金に関する労働協約の締結状況)

(4) 参考資料

・富山県内の最低賃金締結状況

賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の締結当事者とその効力が及ぶ範囲者

以上





第 57 期富山地方最低賃金審議会
特 別 小 委 員 会 委 員 名 簿

令和 8 年 8 月 5 日現在

	氏 名	現 職 等
公益代表委員	柳 原 佐智子	富山大学 経済学部 教授
	両 角 良 子	富山大学 経済学部 教授
	吉 田 洋	木下法律事務所 弁護士
労働者代表委員	石 田 康 博	日本労働組合総連合会富山県連合会 副事務局長
	大 森 仁	電機連合富山地方協議会 事務局長
	黒 川 智 之	J AM北陸 副書記長
使用者代表委員	寺 山 収	一般社団法人富山県経営者協会 専務理事
	広 上 利 晴	株式会社広上製作所 代表取締役
	野 中 靖 夫	株式会社神通精機 代表取締役

任期は、令和 9 年 3 月 31 日まで

(敬称略)

第 57 期富山地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程

（設置及び目的）

- 第 1 条 富山地方最低賃金審議会運営規程第 3 条に基づき、富山地方最低賃金審議会特別小委員会（以下「特別小委員会」という。）を設置する。
- 2 特別小委員会は、最低賃金法第 15 条の規定により、特定最低賃金の改正等の申出（意向表明を含む。）があった場合において、関係者の意見調整を行い、実質的に富山地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）としての方針を決定することを目的とする。

（構 成）

- 第 2 条 特別小委員会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各 3 名で構成する。
- 2 特別小委員会の委員は、各側代表委員の推薦を受けて審議会の会長が指名する。

（委員長等）

- 第 3 条 特別小委員会に委員長及び委員長代理を置く。
- 2 委員長及び委員長代理は、公益代表委員のうちから委員が選挙する。
- 3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

（会議の招集）

- 第 4 条 特別小委員会の会議は、委員長が招集する。

（委員の欠席）

- 第 5 条 委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項により準用する同令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を委員長に通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ委員長に通知しなければならない。

（会議の議事）

- 第 6 条 委員は、会議において発言しようとするときは、委員長の許可を受けなければならない。
- 2 特別小委員会は、審議に際し必要と認める場合には、労働者、使用者その他関係者の意見を聴取するものとする。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。

2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(審議事項の報告)

第9条 特別小委員会において審議した結果については、審議会に報告するものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行うものとする。

(附則)

第1条 この規程は、令和7年5月22日から施行する。